

令和2年第1回

智頭町議会臨時会会議録

令和2年5月27日 開会

令和2年5月27日 閉会

智頭町議会

第1回智頭町議会臨時会会議録

令和2年5月27日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第46号 専決処分について
- 第 5. 議案第47号 専決処分について
- 第 6. 議案第48号 専決処分について
- 第 7. 議案第49号 専決処分について
- 第 8. 議案第50号 専決処分について
- 第 9. 議案第51号 専決処分について
- 第10. 議案第52号 専決処分について
- 第11. 議案第53号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第2号）
- 第12. 議案第54号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 第13. 議案第55号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第
1号）
- 第14. 議案第56号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第15. 議案第57号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第16. 議案第58号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第17. 発議第 2号 令和2年6月における智頭町議会議員の期末手当の特例
に関する条例の制定について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第46号 専決処分について
- 第 5. 議案第47号 専決処分について

- 第 6. 議案第 48 号 専決処分について
- 第 7. 議案第 49 号 専決処分について
- 第 8. 議案第 50 号 専決処分について
- 第 9. 議案第 51 号 専決処分について
- 第 10. 議案第 52 号 専決処分について
- 第 11. 議案第 53 号 令和 2 年度智頭町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12. 議案第 54 号 令和 2 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 13. 議案第 55 号 令和 2 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第
1 号)
- 第 14. 議案第 56 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 第 15. 議案第 57 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 16. 議案第 58 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 17. 発議第 2 号 令和 2 年 6 月における智頭町議会議員の期末手当の特例
に関する条例の制定について

1. 会議に出席した議員 (10 名)

2 番 安 道 泰 治	3 番 國 本 誠 一
4 番 河 村 仁 志	6 番 大 藤 克 紀
7 番 岩 本 富美男	8 番 谷 口 雅 人
9 番 岸 本 眞一郎	10 番 酒 本 敏 興
11 番 中 野 ゆかり	12 番 大 河 原 昭 洋

1. 会議に欠席した議員 (0 名)

1. 会議に出席した説明員 (7 名)

町 長	寺 谷 誠一郎
総 務 課 長	矢 部 整
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
山 村 再 生 課 長	山 本 進

福 祉 課 長 小 谷 いず美
総 務 課 参 事 米 本 勝 彦

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長 柴 田 睦 子
書 記 寺 谷 圭 祐

開 会 午前10時30分

開 会 あ い さ つ

○議長（大河原昭洋） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回智頭町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（大河原昭洋） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、酒本敏興議員、
2番、安道泰治議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（大河原昭洋） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3． 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第3、諸般の報告を行います。

同和問題調査特別委員会委員長の選任について報告します。

去る3月18日、高橋達也君の辞職に伴い、同和問題調査特別委員会委員長が欠員となったことについて、3月27日開催した同和問題調査特別委員会において、委員長が選任されました。互選の結果、委員長に河村仁志議員が選任されました。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和2年3月分から令和2年4月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配布しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会が、去る5月18日に開会され、4件の議案が上程され原案どおり可決されています。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今臨時会の説明員につきましては、5月19日付けをもって町長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配布しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4． 議案第46号から日程第16． 議案第58まで 13案 一括上程

○議長（大河原昭洋） これから、議案第46号 専決処分についてから議案第58号 智頭町介護保険条例の一部改正についてまでの13議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第1回臨時町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会に提案しました議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明します。

まず、議案第46号から議案第52号までは、専決処分についてであります。

議案第46号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第7号）につきましては、過年度国庫負担金などの精算に伴い、諸税等還付金を増額するものです。

議案第47号 令和元年度智頭町一般会計補正予算（第8号）につきましては、決算状況を勘案して、地方交付税、財政調整基金繰入金及び町債の額を調整するとともに、町債の調整に伴う関係事業の財源組み替えを行うほか、事業費の確定に伴う起債限度額の変更を行うものです。

議案第48号 智頭町税条例等の一部改正につきましては、地方税法などの一部改正に伴い、所有者不明土地等に係る、現所有者の申告の制度化、使用者を所有者と見なす制度の拡大のほか、未婚のひとり親に対する税制上の見直しを行うとともに、個人住民税の寄附金控除の対象に、特定非営利活動法人1法人への寄付金を加えるなど、所要の改正を行うものです。

議案第49号 智頭町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、県への納付金等を勘案しながら、税率の見直しを行うとともに、国民健康保険法施行令などの一部改正に伴い、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げ、また、課税限度額を引き上げを行うなど、所要の改正を行うものです。

議案第50号 智頭町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令など一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る、令和2年度分の保険料率を定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第51号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急経済対策として実施される特別定額給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の実施に要する経費のほか、感染症の影響により、売り上げが減少するなどしている町内中小企業の事業継続を支援するため、一律10万円を交付する経費を、また、感染症対策に係る、マスクや消毒液などの購入に要する経費などを、それぞれ措置するものです。

議案第52号 智頭町税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、地方税法などが一部改正され

たことに伴い、徴収猶予の特例、中小事業者が所有する事業用資産に係る固定資産税の減額措置など、所要の改正を行うものです。

次に、議案第53号から議案第55号までは、補正予算についてであります。

議案第53号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の長期化に伴い、追加の緊急経済対策に要する経費などを措置するものであり、民生費の障害者福祉費では、3歳以上の保育園児、小学生及び中学生に、感染予防のため配布する手作りマスクを障がい者通所事業所から購入する経費を、生活困窮者自立相談支援事業では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活困窮者の増加に対応するため、住宅確保給付金の増額を、それぞれ措置しています。

農林水産業費、林業振興費の地域通貨による地域経済活性化推進事業では、新型コロナウイルスの影響により経済が縮小していく中で、町内の商店等での消費を喚起することが急務であることから、山と商店等をつなぐ本町独自の取り組みである、地域通貨「杉小判」5枚を全町民に配布し、疲弊した地域経済の活性化に資するための経費を措置しています。

商工費の商工振興費では、新型コロナウイルス対策中小企業支援交付金の振込手数料のほか、新型コロナウイルス対策融資の利子負担を支援する新型コロナウイルス感染症対応利子補助金を、観光事業では、緊急事態宣言解除後の、観光客受入環境整備のためのDMO負担金を、それぞれ措置しています。

土木費の下水道整備事業では、公共下水道事業特別会計操出金の増額を措置しています。

消防費の防災費では、指定避難所における感染予防対策のため、環境整備に要する経費を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、4,338万6,000円の増額であり、補正後の予算総額は69億619万7,000円となります。

議案第54号 国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、感染するなどした被用者に対して支給する傷病手当を措置しています。

議案第55号 令和2年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、公共下水道管路敷設事業実施に伴う土地使用に係る補償費を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第56号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた町内の経済状況にかんがみ、緊急経済対策を実施する経費の財源に充てるため、6月支給分の期末手当について、町長は20%、教育長及び病院事業管理者は10%、それぞれ減額するものです。

議案第57号 智頭町国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、感染するなどした被用者に対して傷病手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

議案第58号 智頭町介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一定程度収入が下がった被保険者に対して、保険料の減免をさかのぼって行うことができることとなったため、所要の改正を行うものです。

以上、本会議に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 提案理由の説明は終わりました。

日程第4、議案第46号から、日程第16、議案第58号までの13議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第4、議案第46号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案第46号 専決処分についての説明をさせていただきます。

専決処分書1ページをごらんいただきたいと思います。

令和2年3月25日付で専決処分をしております。令和元年度智頭町一般会計補正予算（第7号）でございます。歳入歳出の総額に、706万6,000円を増額し、それぞれ69億6,442万7,000円とするものでございます。

まず、7ページの歳出をごらんください。あわせて、別に配付しております令和元年度3月補正予算概要（専決）につきましてもごらんいただきたいと思います。

す。

総務費の財産管理費では、不足が見込まれる修繕料の増額のほか、庁用車賃借料及び町有施設工事請負費の減額を、まちづくり推進費の行政情報システム推進費では、手数料、電算保守委託料及び事務機賃借料の減額を、諸費の諸税等還付金では、過年度国庫負担金などの精算に伴い諸税等還付金の増額を、それぞれ措置しております。

農林水産業費の地域農業振興プラン支援事業では、県補助金充実に伴う財源組み替えを行っております。

歳入につきましては、予算書6ページのとおり、自動車取得税交付金、県補助金、財政調整基金繰入金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第5、議案第47号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案第47号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをごらんください。

令和2年3月27日付で専決処分をしております。令和元年度智頭町一般会計補正予算（第8号）でございます。歳入の額の調整を行うとともに、歳出では財源組み替えを行うほか、地方債補正において、起債限度額の変更を行うものであり、歳入歳出の総額は、それぞれ69億6,442万7,000円のままでございます。

まず、7ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

地方交付税を1億5,345万3,000円増額するとともに、財政調整基金繰入金を1億6,495万3,000円減額しております。なお、減額後の財政調整基金繰入金は、1億6,212万4,000円を予定しております。

町債につきましても、起債同意実績額により、それぞれ調整を行っております。

次に8ページの歳出をごらんください。あわせて、別に配付しております令和元年度3月補正予算概要（専決）についてもごらんいただきたいと思います。

農林水産業費の森林セラピー事業、教育費の智頭小学校管理事業、中学校管理事業及び体育施設費で、いずれも町債の充実に伴う財源の組み替えを、それぞれ措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第48号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。

それでは、議案説明資料概要の1ページをごらんください。また、議案につきましては1ページからであります。

議案第48号 専決処分について。これは、智頭町税条例等の一部を改正することについて、令和2年3月31日付で専決処分を行ったもので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものでございます。

この改正は、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則、また、鳥取県条例の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

概要の記載と前後しますが、議案書のほうの3ページをごらんください。

第1条、第24条、第34条の2では、すべてのひとり親家庭に対しまして公平な税制を行うよう、婚姻の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消する改正を行っております。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、7ページ第54条、61条、62条の2で使用者を所有者とみなす制度の拡大、12ページ第74条の3、第75条で現に所有している者の申告の制度化を行っております。

29ページ第90条別表では、軽自動車税の身体障害者等の減免規定について、使用頻度を制限なしにするような見直しを行っております。

そのほか、地方税法等の改正に伴いまして、所要の規定の整備を行うものであり、1条から3条で改正を行っております。

施行日につきましては、それぞれ附則で定めております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第49号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案51ページからごらんください。議案説明資料概要は2ページです。

議案第49号 専決処分について。これは、智頭町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、令和2年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

この改正につきましては、国民健康保険事業の財政運営主体が市町から県となりまして、より安定的な運営が図られているところですが、国保税につきましては、従来どおり各市町で決定することとなっております。県への納付金を勘案しながら、資産割額について税率の引き下げを行うものです。

また、法施行令改正に伴い、低所得世帯の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ、課税限度額の引き上げを行うものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日です。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第50号 専決処分についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。

議案第50号 専決処分について。これは、智頭町介護保険条例の一部を改正することについて、令和2年4月1日付けで専決処分を行いましたので、地方自治法第179条の規定により本議会の承認を求めるものでございます。

議案書57ページ、議案説明資料3ページをごらんください。

この改正は、介護保険法施行令などの一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料の低所得の保険料軽減強化を図るための対応として、減額賦課に係る令和2年度保険料率を定めるため所要の改正を行うものです。説明資料のとおり第2条において、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料を概要のとおり軽減するものです。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第51号 専決処分についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そうでしたら、議案第51号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをごらんください。

令和2年4月24日付で専決処分をしております。令和2年度智頭町一般会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出の総額に、7億4,281万1,000円を増額し、それぞれ68億6,281万1,000円とするものでございます。

まず、7ページの歳出をごらんください。あわせて、別に配付しております令和2年度4月補正予算概要（専決）につきましてもごらんいただきたいと思います。

総務費の税務総務費、特定定額給付金給付事業では、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策の一環として実施される国民1人10万円を給付する特別定額給付金のほか、事務費として、事務補助員として雇用する会計年度任用職員に係る経費、職員の時間外勤務手当、消耗品ほかの需用費、通信運搬費ほかの役務費、システム改修委託料を、それぞれ措置しております。

選挙費の智頭町長選挙費では、新型コロナウイルス感染症対策として、選挙にかかる係員を増員することに伴う時間外勤務手当の増額を措置しております。

8ページの民生費、児童手当給付費の子育て世帯臨時特例給付金給付事業では、これも新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策の一環として実施される、児童手当を受給する世帯に対して対象児童1人1万円を給付する臨時特例の給付金のほか、事務費として、職員の時間外勤務手当等を、それぞれ措置しております。

商工費の商工振興費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少するなどしている町内中小企業の事業継続を支援するため、1事業者10万円を交付する、新型コロナウイルス対策中小企業支援交付金のほか、交付金の受付業務を委託する経費を、それぞれ措置しております。

消防費の防災費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る、マスクや消毒液などの購入に要する経費として、消耗品費を増額しております。

9ページの教育費、小学校費の智頭小学校教育振興事業及び、中学校費の中学校教育振興事業では、新型コロナウイルス感染症による学校休業中の家庭学習支援の一環として、eラーニング教材のアカウントを児童生徒に配布する経費を措置しております。

歳入につきましては、予算書6ページのとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金、特別定額給付金事業補助金ほかの国庫補助金、県補助金、繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第52号 専決処分についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは、議案説明資料概要の4ページ、また、議案につきましては60ページをごらんください。

議案第52号 専決処分について。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、智頭町税条例等の一部を改正することについて、令和2年4月30日付で専決処分を行ったものです。

この改正は、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行っております。

概要にも記載しておりますけども、議案書の方の62ページ第24条で、収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金無しで、1年間徴収の猶予ができる特例を制定、また、附則第10条では厳しい経営状況にある中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を令和3年度の1年間に限り減額を行う改正、附則第15条の2では、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期間を令和3年3月31日まで6月延長する改正を行っております。

施行日は、令和2年4月30日であります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第53号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 議案第53号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第2号）でございます。

そうしましたら、補正予算書1ページをごらんください。

歳入歳出の総額に、4,338万6,000円を増額し、それぞれ69億619万7,000円とするものでございます。

まず、7ページの歳出をごらんください。あわせて、別に配付しております令和2年度5月補正予算概要についてもごらんいただきたいと思います。

民生費の障害者福祉費では、3歳以上の保育園児、小学生及び中学生に、新型コロナウイルス感染症予防のため配布する手づくりマスクを障がい者通所事業所から購入する経費を、生活困窮者自立相談支援事業では、感染症の影響に伴う生活困窮者の増加に対応するため、住宅確保給付金の増額を、それぞれ措置しております。

農林水産業費の林業振興費、地域通貨による地域経済活性化推進事業では、新型コロナウイルスの感染拡大により疲弊した地域経済の活性化のため、町内の商店等での消費を喚起することを目的に、地域通貨「杉小判」5枚を全町民に配布する経費のほか、換金業務ほかを委託する経費などを措置しております。

商工費の商工振興費では、新型コロナウイルス対策中小企業支援交付金の振込手数料のほか、新型コロナウイルス対策融資の利子負担を支援する新型コロナウイルス感染症対応利子補助金を措置しております。

8ページの観光事業では、感染症緊急事態宣言解除後の、観光客受入環境整備のためDMOが実施する事業に対する負担金を措置しております。

土木費の下水道整備事業では、公共下水道事業特別会計操出金の増額を措置しております。

消防費の防災費では、指定避難所における感染症対策のため、非接触型体温計など感染予防環境整備に要する経費を措置しております。

歳入につきましては、予算書6ページのとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金ほかの国庫補助金及び国庫負担金、県補助金、繰越金をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出の2区分に分けて行います。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 7ページ林業振興費、地域通貨「杉小判」について質問をさせていただきます。近年コピー機の性能が大変よろしくて、杉小判のコピーをされたりするというようなことが心配されます。偽造防止策について、どのように対応されているのかお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今回、杉小判を全町民にということで、3万4,500枚の印刷を予定しております。偽造防止対策ということも心配しているところでありまして、すべて1枚1枚にナンバリングを打って照合しながらやっていくということで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） ナンバリングをしたとしてもですね、そこを加工する、ちょちょっとすれば加工はできるわけで、それもお店の方が、そのいちいち番号をナンバリングを見ることもなかろうかと思えます。一目で見て、コピーをしても偽造がすぐわかる、例えば紙を変える、スーパーとか文房具屋さんとかホームセンターとかで入手できない紙を使うというようなことをすればですね、一目でわかるわけですよ。コピーで対応できない地域通貨が、というようなわかりやすい偽造対策の検討が必要ではないかなと思うのですが、そのナンバリングだけを偽造対策として考えておられるのか、再度お尋ねします。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 今のところ、ナンバリングでの対応ということを考えておりますが、議員からのご提案も含めて、どこまでのことができるかということをお改め検討してみたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 同じく、地域通貨「杉小判」に関してなんですけれども、通常、山の関係で使われている杉小判に関しましては、2次使用ということも有効的ですねということで2次使用も活用されています。この度のこのコロナ対策地域経済対策に関しての2次使用ということの考えはおありでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 基本的には、これまで木の宿場実行委員会で行っている流通形態等で同じ形でやっていこうと思っております。したがって2次流通も含めた形での流通ということではありますが、ただ、これまでもガソリンスタンドでの利用する、希望する人に対して5枚に1枚ガソリン兼用券という形で発行しておりましたが、今回は町内での様々な商品に対応をするために、そういった制限は設けないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 3点ほどお願いします。

まず支給時期、支給方法、色々考えておられると思いますけども、この支給時期につきましては、おおむね、実は耳の早い方は聞いておられます。そういった中で具体的にいつごろになるのか。支給方法は今回のような形の中で申請方式なのか配布方式なのかということと。

先ほどありました使用できる店舗等につきましてですが、ずっと以前になりますけども、地域振興券が初めて給付されました時には、実名はあげませんが、あるスーパーの一人勝ちということで、決定的にそういう地域における経済効果というものとか離れた状況が生まれておったということがあります。そこについて、どういう考え方で対応されるのか等々、このあたりは明確にお願いします。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） それでは、今後のスケジュールについてまずお話しさせていただきます。今回補正予算を認めていただきましたら、速やかに杉小判の発行を印刷に取りかかります。来月の下旬までにはすべての町民の皆様への発送を終える予定でございます。住民基本台帳の世帯主宛に世帯の人数分を配達記録郵便という形で送ろうと思っております。並行して商店への周知も行います。7月から10月までの4ヶ月間の流通期間にしようと考えております。

現在47店舗が登録いただいておりますが、今回の経済対策を契機にですね、まだ登録していない商店に対して登録もしっかりと呼びかけていきたいと思っております。広くいろんな商店に手をあげていただくということになるかと思いますが、これまでやってきたように、あくまで対象は町内の商店ということで、コン

ビニのチェーン店であるとか、それから町外資本のスーパーマーケット、こういったところは対象外と考えております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 3番、國本誠一議員。

○3番（國本誠一） 先ほどに関連するんですが、その町内の事業者、杉小判、その商工会の加盟店以外の商店も確かに対象になるということなんですか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 商工会の加盟の商店につきましては、商工会を通じてといったことも含めてご案内をさせていただきますが、商工会に入っておられないところについても漏れがないように声かけはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 3番、國本誠一議員。

○3番（國本誠一） であるならば、配布の時点でこれは町内のすべての商店。町外資本の店は除いていくでしょうけど、そういう周知も行われるということによろしいですか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 先ほど申し上げた商工会を通じた周知以外にも、告知端末を活用して、こういった地域通貨を町民の皆さんにお配りして、商店の登録も募集してますといったようなご案内はさせていただこうと思っております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 消防費の防災費です。町長提案理由の中で、この指定避難所における感染予防対策の為の環境整備に要する経費としていますが、この環境整備に要する経費、具体的にはどのようなことなんですか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） はい、国の方でも今指針が避難所のコロナ対策ということを示されておりまして、感染疑いのある方を隔離できるような整備、たとえば、プライベートテント、個人個人が入れるようなテントであるとか、間仕切りで仕切るとか、部屋を分けるとか、それからそもそも感染の可能性のある方、体

温等々で体調のチェックということも求められるようになってきます。

その中で、今のところ考えておるのは先ほどちょっと説明しましたように、非接触型の体温計であるとか、パーテーション等々の間仕切りというものも考えておりますし、また、国の指針等を見ながら、今考えております予算も範囲内でできることを整備していこうというふうに考えて、今のところ備品購入費しか要求しておりませんので備品に当たるものの購入に充てると考えております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 専決処分の方で、備蓄としてマスクとか、消毒液は別の方で手立てをする。今回の補正の中の防災費、今説明されたように、ある程度、今の新型コロナみたいに、ある程度の人との距離ですね。距離を確保するような仕切りとか、そういったものをこの防災費の中で整備をしていくという形ですね。ちょっとなかなか具体的に姿が見えにくいので、あのものですが、実際にこれがもう少し具体的にこういう形ですっていう今後の方向性が出たら、委員会等ではまた質問したいと思いますが、イメージとしてはそういった人との距離を確保するような備品、そういったものを購入するんだとそういうとらえ方でよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 今議員がおっしゃったとおり、消耗品的なものは専決の方で対応させていただきたいと考えております。すでに手持ちのものを避難所の方には、消毒液はなかなか入ってきていないので、マスク等についてはすでに配置したところでございます。また、今言われたように距離を保つための、避難者の距離を保つための措置、これについては、なかなか購入する備品等で距離を保つというようなものに当てるようなものはなかなかないということで、先ほど説明させてもらったように、疑いのある、感染の疑いのある方を隔離という言い方はおかしいですが、別のところにそれ以外の方と接触しないという形の措置をするための備品を購入したいと考えております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第54号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正

予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第54号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

補正予算書9ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出にそれぞれ176万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,388万1,000円とするものです。

歳出につきましては、15ページをごらんください。提案理由でも説明のあったとおり、新型コロナウイルスに関する緊急対策として、感染するなどした被用者に対して支給する傷病手当金を措置しています。

財源につきましては、14ページをごらんください。県補助金で措置しています。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第55号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書16ページをごらんください。

議案第55号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ50万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,939万8,000円とします。

歳出につきましては22ページをごらんください。公共下水道管路敷設事業によりまして、個人の用地を現在まで使用していることに係る補償費を措置しております。

歳入につきましては21ページ、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この対象土地の面積的なものは、どれくらいな面積だったんでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 面積はちょっと把握しておりませんが、長さ的には50メートル弱だったと思います。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 県道用地内というふうに聞いているんですけど、そもそも用地買収のときにそのものができていなかったということですか。

○議長（大河原昭洋） 税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） おっしゃるとおり用地は県道用地でして、県との買収がされていなくて、そちらのほう、下水道のほうの使用願いを県に出していたんですけども、個人の土地が含まれていたということでこのたび県の方が買収が整いそうだということで町のほうも補償のほうをさせていただくということです。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第56号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部総務課長

○総務課長（矢部 整） そうしましたら、議案書65ページをごらんいただきたいと思います。あわせて、議案説明資料4ページの下段についてもごらんください。

議案第56号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、先ほども提案理由の中で町長も述べられましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた町内の経済状況にかんがみ、緊急経済対策を実施する経費の財源に充てるため、町長、教育長及び病院事業管理者について、令和2年6月支給

分期末手当の額を減額することについて、所用の改正を行うものであります。

それでは、議案書66ページから67ページをごらんいただきたいと思います。

第2条では、町長の期末手当の額を、100分の20減額するものでございます。第3条では、病院事業管理者の期末手当の額を、100分の10減額するものであります。第4条では、教育長の期末手当の額を、100分の10減額するものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回20%、10%ということなんですが、これは改正前からすでに10%、5%減額してますので、実際今回コロナ対策に充てるといのはそれぞれ10%、5%上乘せというとならえ方でよろしいでしょうか。実際にコロナ対策に回す部分もその部分になるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） この条例につきましては、時限立法と期間を定めた条例でした。多分言ようられるのは、今条例の全文を持ち合わせておりませんが、過去の減額期間のことを言っておられると思います。現在のところは、現在の状態では減額状況にはなっておりませんので、新たに減額するというものでございます。

○議長（大河原昭洋） 3番、國本誠一議員。

○3番（國本誠一） 町長、教育長、病院事業管理者の方がこういった期末手当の減額ということ、それにどうこう言うつもりはありませんが、いわゆる町執行部の管理職の方というのは検討されたことがあるや否やお聞かせ願えたらと思います。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そのことについては、答弁を差し控えさせていただきます。

たいと思います。

○議長（大河原昭洋） 3番、國本誠一議員。

○3番（國本誠一） いや、検討されたことがあるや否やだけをお聞かせ願えたら。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 本議案に対する関連性はないものと認められると思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第57号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案書68ページ、説明資料5ページとなります。

議案第57号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。これは、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、感染するなどした被用者に対して傷病手当を支給するための所要の改正を行うものでございます。

支給額につきましては、説明資料にありますとおり給与収入額の3分の2に相当する額とし、適応期間は、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間とするものです。条例の方の第4条、第5条、第6条におきまして対象者並びに支給期間等を示しております。

なお、施行期日は公布の日からとするものです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者 あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第58号 智頭町介護保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第58号 智頭町介護保険条例の一部改正について。議案書71ページ、議案説明資料5ページとなります。

議案第58号 智頭町介護保険条例の一部改正についてでございます。この改正につきましては、新型コロナウイルスの感染症緊急経済対策として、一定収入が減った被保険者に対して、保険料の減免をさかのぼって行うことができるようになったため、所要の改正をおこうものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時31分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第46号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 9名）

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第47号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第48号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第49号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第50号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第51号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第52号 専決処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第53号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第2号）の
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第54号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立 9名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第13、議案第55号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立 9名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第14、議案第56号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(賛成者起立 9名)

○議長（大河原昭洋） 起立多数です。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第15、議案第57号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第58号 智頭町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立 9名)

○議長(大河原昭洋) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第2号

○議長(大河原昭洋) 日程第17、発議第2号 令和2年6月における智頭町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、中野ゆかり議員。

○11番(中野ゆかり) 令和2年6月における智頭町議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する緊急的な支援の一部に充てるため、令和2年6月における智頭町議会議員の期末手当について、特例として、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき支給すべき額からその100分の20に相当する額を減額しようとするものであります。

以上です。

○議長(大河原昭洋) 説明は終わりました。

これから、質疑並びに討論を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 討論なしと認めます。

以上で、質疑並びに討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回智頭町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年5月27日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 安 道 泰 治